

**令和7年度県税徴収促進のための広報宣伝委託事業
企画提案募集説明会資料**

日 時 ： 令和7年8月12日(火) 10時～

場 所 ： 沖縄県庁5階第1会議室

令和 6 年度 県税のしおり

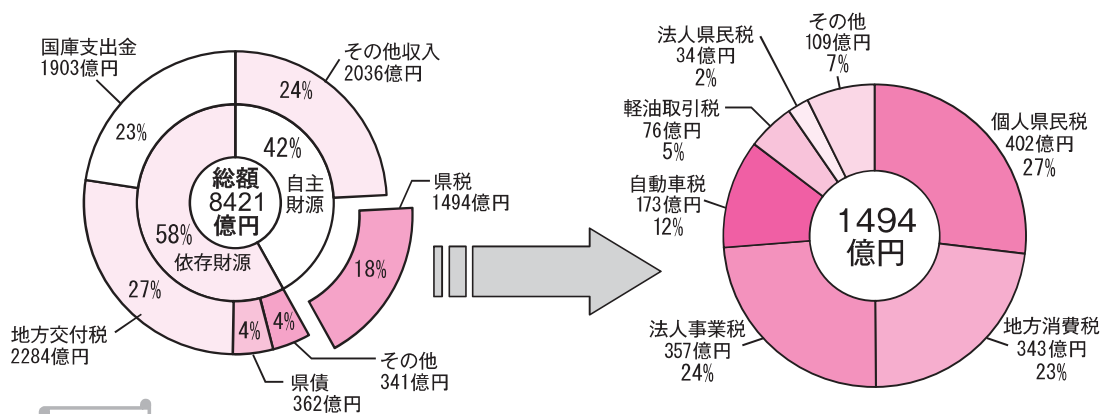
● 沖縄県

県の収入

県の収入には、国庫支出金、地方交付税、県税、諸収入などがあり、これらの収入は、すべて県が行ういろいろな仕事の費用にあてられます。

令和6年度の沖縄県の予算額（一般会計）は、8,421億4,300万円で、その内訳は次のとおりです。

● 沖縄県の令和6年度一般会計歳入予算（当初）



豆知識

【国庫支出金】

国が地方公共団体に対して、特定の事業を促進する目的で資金の使途を指定して交付する補助金などをいう。

【地方交付税】

地方公共団体間の財政不均衡を是正し、必要な財源を保障するため、国から地方公共団体に対して交付される資金をいう。

【自主財源】

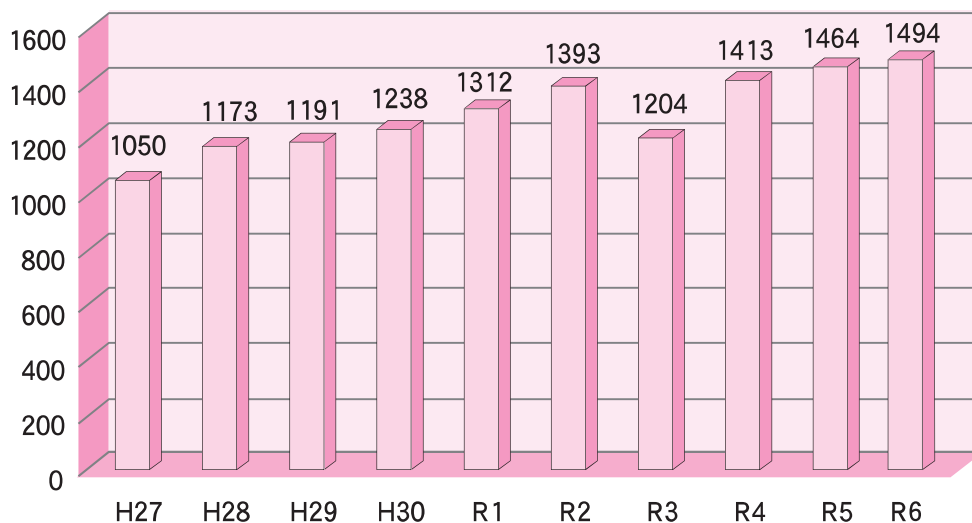
県独自で徴収又は収納できる財源をいう。

その他の内訳

不動産取得税	49億円	県たばこ税	20億円
個人事業税	21億円	その他	19億円

注 一般予算額及び県税予算額については、簡略化しているため、実際の予算額等と合わない場合があります。

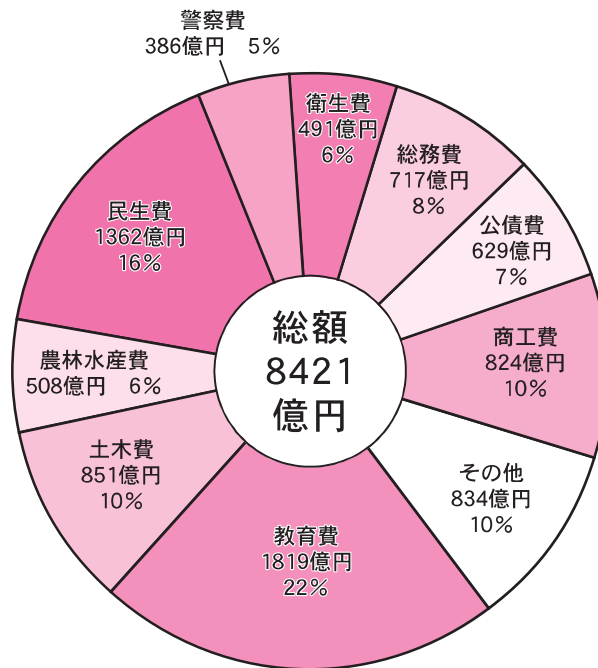
● 県税予算額の推移（当初）



県の支出

県の令和6年度の予算額8,421億4,300万円がどのような仕事にどれくらい使われているかを示したのが次の図です。

● 沖縄県の令和6年度一般会計歳出予算(当初)



注 簡略化しているため、実際の予算額等と合わない場合があります。

(参考)

教 育 費	学校施設の整備・充実など、教育の向上のために使われます。
土 木 費	道路や橋、港湾など、経済活動の基盤の充実のために使われます。
公 債 費	県債の元金の償還及び利子の支払に要する費用です。
農林水産業費	農地・林野・漁港の整備など、農林水産業の振興のために使われます。
民 生 費	児童に対する援助や福祉施設の整備など、生活の向上のために使われます。
総 務 費	県の広報や県有財産の管理、県税の徴収など、行政一般のために使われます。
警 察 費	犯罪の防止や交通安全対策など、安心・安定した生活を送るために使われます。
衛 生 費	健康診断や衛生検査など、健康を守るため及び病気の防止のために使われます。
商 工 費	工業開発の推進や、中小企業の活性化、観光の振興のために使われます。
そ の 他	災害復旧費 道路や橋、学校施設などが自然災害により崩壊した場合の復旧のために使われます。
	労働費 労働環境対策の改善など、雇用対策や労働福祉の拡充を図るために使われます。

沖縄県民1人당りに使われるお金（令和 6 年度）

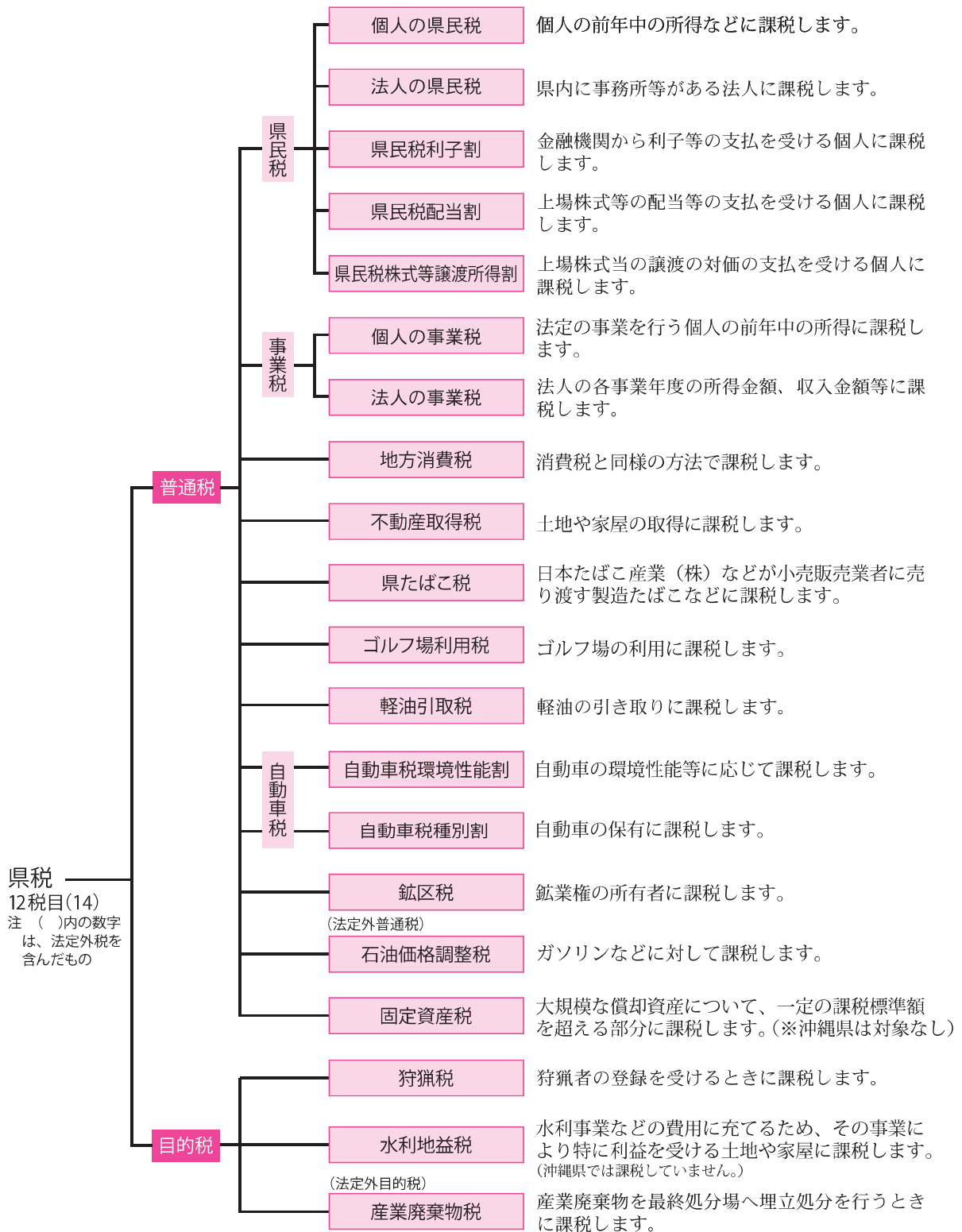
●沖縄県の人口 1,469,566 人（令和 6 年2月1日現在の推計人口）



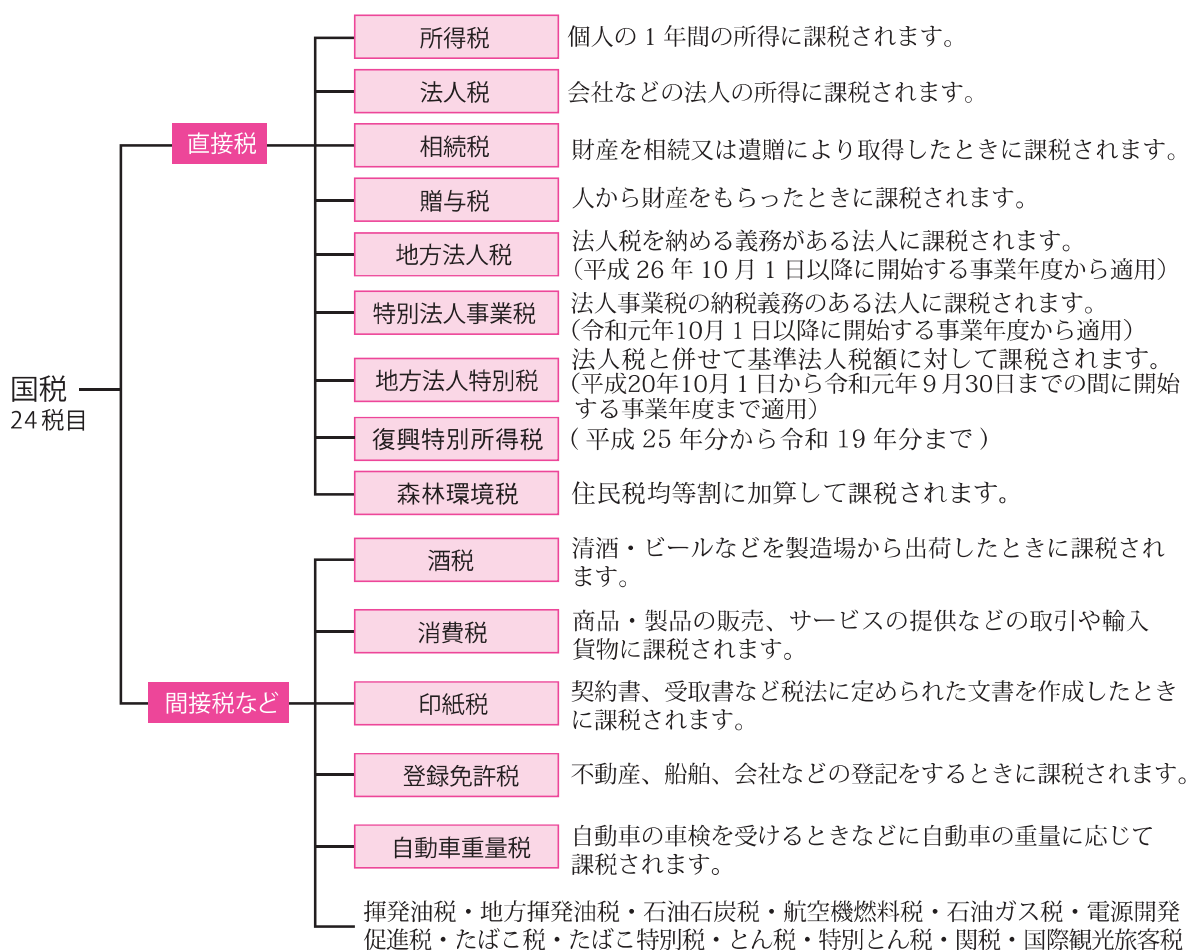
（参考）県民 1 人당りの納める県税 101,656 円

注 県民 1 人당りに使われるお金の合計額は、予算額 ÷ 人口で算出しています。

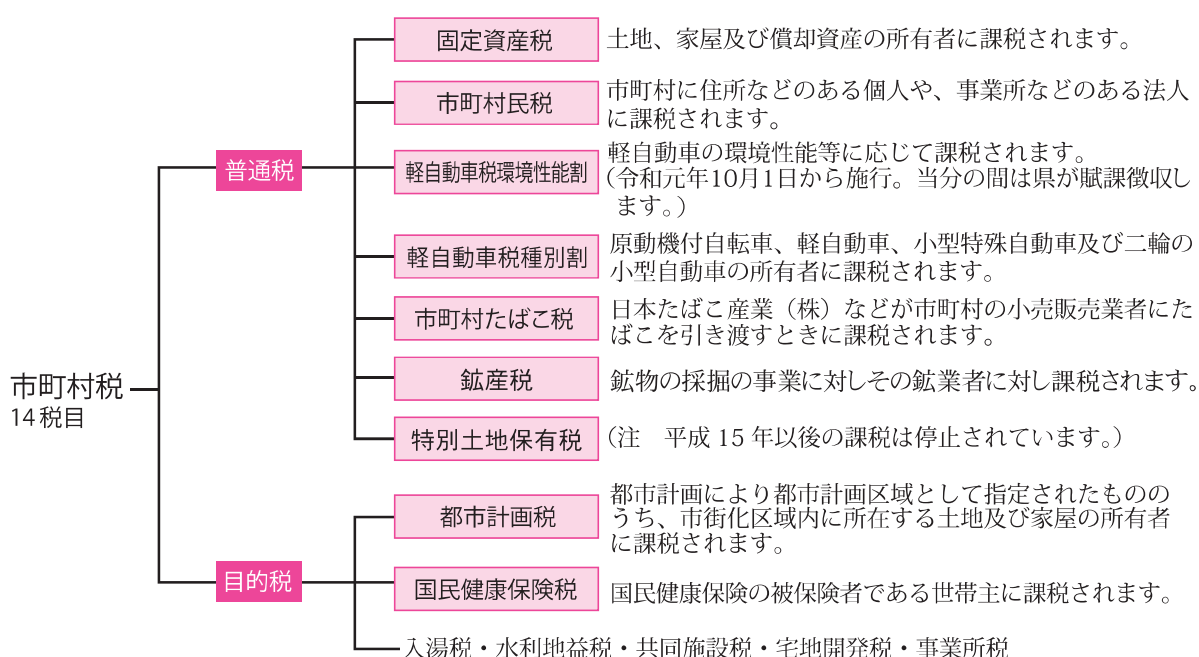
沖縄県の税金の種類



国税の種類



市町村税の種類



県税の申告と納期の一覧

科目	申告期限	納 期
個人県民税	給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日まで	6月から翌年5月まで毎月徴収し、翌月10日
	年金所得者については、年金支払者が公的年金等支払報告書を1月末日まで	6月、8月、10月、12月、翌年2月
	給与以外の所得者は3月15日まで	6月、8月、10月、翌年1月
法人県民税	各事業年度終了の日から2か月以内	申告と同じ
県民税利子割	毎月分を翌月10日まで	申告と同じ
県民税配当割	毎月分を翌月10日まで	申告と同じ
県民税株式等譲渡所得割	毎年分を翌年1月10日まで	申告と同じ
個人事業税	3月15日まで (所得税や住民税の申告をした人は不要)	第1期：8月1日～同月31日 第2期：11月1日～同月30日
法人事業税	法人県民税と同じ	申告と同じ
地方消費税	個人事業者は3月末日、法人は課税期間の末日から2か月以内（消費税と同じ）	申告と同じ
不動産取得税	不動産を取得した日から60日以内	納税通知書に定めるところ
県たばこ税	毎月分を翌月末日まで	申告と同じ
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月10日まで	申告と同じ
軽油引取税	毎月分を翌月末日まで	申告と同じ
自動車税環境性能割	自動車の登録、使用の届出のとき	申告と同じ
自動車税種別割	自動車を新たに所有し、又は譲渡した日等から15日以内（新規、変更又は移転等の登録をする時は、その登録をする時に申告）	5月10日～同月31日
鉱区税	鉱業権の取得、消滅、変更の日から7日以内	5月10日～同月31日
固定資産税 (大規模の償却資産のみ)	1月31日まで	第1期：4月10日～同月30日 第2期：7月10日～同月31日 第3期：12月10日～同月31日 第4期：翌年2月10日～同月末日
狩猟税	狩猟者の登録を受ける日	申告と同じ
石油価格調整税	毎月分を翌月末日まで	申告と同じ
産業廃棄物税	4月末日、7月末日、10月末日、翌年1月末日まで	申告と同じ

納税の猶予

1 徴収の猶予

次の(1)～(5)の何れかに該当する事実がある場合などにより、県税を一時に納付することができないと認められる場合には、納税者の申請に基づき、原則1年以内に限り「徴収の猶予」が認められる場合があります。

- (1) 財産について災害を受けたとき又は盗難にあったとき
- (2) 納税者又は生計を一にする親族などが病気にかかったとき又は負傷したとき
- (3) 事業を廃止したとき又は休止したとき
- (4) 事業について著しい損失を受けたとき
- (5) 本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したとき

2 申請による換価の猶予

平成28年4月1日以降に納期限が到来する県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持が困難になる場合には、納税者の申請に基づき、原則1年以内に限り「換価の猶予」が認められる場合があります。

県税の減免

次の場合には、申請により、県税の減免を受けることができます。

県税の種類	主な減免事由
個人事業税	貧困により生活のための公私の扶助を受ける方 所得が著しく低いため生活が困難である方
不動産取得税	災害により滅失又は損壊した家屋に代わるものを2年以内を取得したとき、又は、取得した家屋を当該取得した日から6月以内に災害により滅失又は損壊したとき。
自動車税	身体障害者などが取得・所有する自動車であって、一定の要件に該当するとき（詳しくは、44～45ページをご覧ください。）。)
個人県民税	市町村民税が減免されると、それに準じて減免されます。

注 上の表にある方以外にも災害などにより被害を受けた方に対しては、申告書等の期限の延長、徴収猶予及び県税の減免を行うこととしてます。

救済措置

●更正の請求

申告書を提出後、税額が過大であったこと等を発見したときは、原則として法定納期限から5年以内に限り、次の税目について、減額の更正を請求できます。

法人の県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の事業税、
県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽油引取税、産業廃棄物税、石油価格調整税

●不服申立て

県税の課税、徴収の処分について不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。

審査請求は、なるべく所管の県税事務所等を経由して提出してください。

延滞金・加算金

●延滞金

税金を納期限までに納めないときに課されます。

納期限の翌日からの期間	令和6年1月1日～令和6年12月31日
1か月を経過する日まで	2.4%（延滞金特例基準割合＋1%）
1か月を経過した日以降	8.7%（延滞金特例基準割合＋7.3%）

延滞金特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除した割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が示す割合に、年1%の割合を加えた割合をいいます。令和6年の延滞金特例基準割合は1.4%です。

●加算金

県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽油引取税、県たばこ税、石油価格調整税及び産業廃棄物税については、次の加算金が課される場合があります。

	内容	割合 (増差税額に対する)	不適用・割合の軽減
過少申告加算金	期限内申告について、 修正申告・更正があった 場合	10%	・正当な理由がある場合 ⇒ 不適用
		〔期限内申告税額と50万円のい ずれが多い金額を超える部分〕 15%	・更正を予知しない修正申告の場合 ⇒ 不適用
不申告加算金	①期限後申告・決定が あった場合 ②期限後申告・決定に ついて修正申告・更生 があった場合	15%（注2）	・正当な理由がある場合 ⇒ 不適用
		〔50万円超300万円以下の部分〕 20%（注2）	・期限後1ヶ月以内にされた一定の期限後申告の場合 ⇒ 不適用
		〔300万円超の部分〕 30%（注2）	・更正・決定を予知しない修正申告・期限後申告の場合 ⇒ 5%
重加算金	仮装・隠蔽があった場合 (注1)	〔期限内に申告をしている場合〕 35%（注2）	
		〔申告しなかった場合又は期限 後に申告した場合〕 40%（注2）	

（注1）令和7年1月1日以後においては、仮装・隠蔽したところに基づく「更正請求書」を提出した場合も含む。【令和6年度改正】

（注2）過去5年以内に、不申告加算金（更正・決定予知によるものに限る。）又は重加算金を課されたことがあるときは、10%加算【平成28年度改正】

上記の場合に加え、前年度及び前々年度分の当該地方税について、以下の場合についても10%加算【令和5年度改正】

- ・不申告加算金（更正・決定予知によるものに限る。）又は重加算金（不申告加算金に代えて徴収されるものに限る。）を課されたことがあるとき
- ・不申告加算金（更正・決定予知によるものに限る。）又は重加算金（不申告加算金に代えて徴収されるものに限る。）の賦課決定をすべきと認めるとき

納税の窓口

- 琉球銀行
- 沖縄海邦銀行
- 沖縄県農業協同組合
- 沖縄県労働金庫
- 九州信用漁業協同組合連合会沖縄統括支店
- 各県税事務所、宮古事務所や八重山事務所の県税課窓口
- 沖縄銀行
- コザ信用金庫
- みずほ銀行
- 鹿児島銀行
- 沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局（指定期限内）

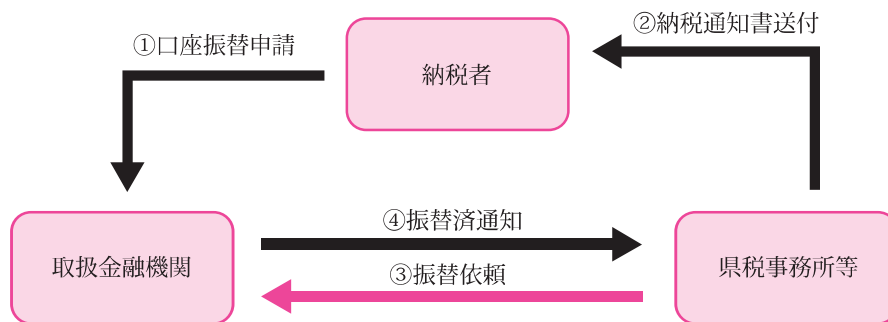
自動車税、個人事業税及び不動産取得税は、コンビニエンスストアでの納付のほかモバイル電子決済等（地方税お支払いサイト、クレジットカード支払、インターネットバンキング支払、LINEPay請求書支払い、PayPay請求書払い、d払い請求書払い、J-Coin請求書払い、auPAY請求書払い、楽天ペイ請求書払い）も利用できます（税額が30万円以下で指定期限内である場合に限り。）。

※LINEPayは令和7年3月31日まで

口座振替納税制度

口座振替による納税制度は、納税義務者の指定した預金口座から自動振替によって納税できる制度です。

対象：個人事業税及び自動車税



納税証明書

納税証明書が必要な方は、各県税事務所、自動車税事務所、宮古事務所や八重山事務所の県税課で申請してください。

注 自動車税種別割については、平成27年度から車検更新時における納税確認が陸運事務所及び運輸事務所でも行えるようになったため、納税証明書の提示が不要となりました。ただし、納付方法によっては、納税データが反映されるまでに相応の日数（2日から4週間程度）がかかるため、納付後、直ちに車検更新手続きを行う場合は、従来どおりの納税証明書を提示する方法により手続きを行ってください。

●必要なもの

印鑑（法人の場合は代表者印）は委任状のみ必要となります。

納付後、すぐに納税証明書が必要な場合は、領収書をご持参ください。

●交付手数料

一般用納税証明書	1 税目、1 事業年度につき 400 円
自動車税（種別割）納税証明書・ 鉾区税納税証明書	無料